令和７年度

社会福祉士・介護福祉士実習指導者講習会受講料助成

区内の障害福祉サービス事業所等で、社会福祉士及び介護福祉士を目指す実習生の受け入れに必要な実習指導者の養成のため職員に講習を受講させた場合、受講料の一部を受講した本人に対し助成します。

助成額及び対象経費	実習指導者講習会の受講料であって実習実施機関に対し、助成対象者が実際に支払った額で次のもの 受講料または上限２万円のうちいずれか低い方の額
助成要件 ※①～③の要件をすべて満たす方	①　講習会の受講を修了し、証明書の交付を受けた方 ②　上記①の受講修了日において**区内の障害福祉サービス事業所等に介護職員として就労し、３か月以上継続して勤務**している方 ※講習会の課程の修了日において勤務期間が３か月未満である場合は、**当該期間が３か月に達した日をもって助成の対象**となります。 ※申請の対象者は１か月の従事日数が通算 16 日を超えている方です。 ※派遣職員は対象外です。 ③　実習指導者講習会の受講料について、**国や東京都などの他の制度による同様の助成を受けていない方**。
申請期限	**上記の助成要件をすべて満たした日の翌日から３か月以内** ※今年度の申請締め切りは令和８年３月 13 日（必着）です。
申請方法	次の必要書類を杉並区役所障害者施設支援課事業者支援係まで持参または郵送で提出してください。 ・助成金交付申請書（第１号様式） ・講習会課程の修了証明書（実施機関が交付したものに限る）の写し ・申請者本人が受講料を支払ったことを証明するもの(本人宛名の領収証、払込受領証、振込明細書等の写し) **※発行機関名や金額しか記載がない場合は受付不可ですので、講習会実施機関に問い合わせて本人宛名の領収書の発行をお願いします。** ・障害福祉サービス事業所等に３か月以上勤務継続して勤務していることの証明書（就労状況証明書等、**要事業所印**） ※申請書は「のーまらいふ杉並」からダウンロードできます。 右記二次元コードからページにお進みください。
その他	申請から振り込みまで２か月程度かかります。 ※上記は目安です。書類の不備等により遅れる場合があります。
問い合わせ及び申請先	〒166-8570 杉並区阿佐谷南１－１５－１ 杉並区障害者施設支援課　事業者支援係 電話：０３－５３０７－０３７７（直通）